

口座譲渡・売買・貸借は全て

犯罪です。

メールや SNS など
で口座の譲り渡しを勧誘!



自分名義の口座を犯罪組織に譲り渡してしまう。

通帳やキャッシュカードの譲渡のほか、インターネットバンキングの認証情報を含む口座情報の伝達は有償、無償問わず犯罪!

1年以下の懲役もしくは
100万円以下の罰金。

さらにこんな事も・・・

- ご自身名義の他の口座も凍結される。
- 新たな口座を開設できなくなる。

口座を渡した側も
罪に問われます。

不審なことがあれば速やかに信用組合窓口へ



預金口座をお持ちのお客さまへ

口座の売買・譲渡は「重大な犯罪」です。

他人になりすましての口座開設や、口座の売買・譲渡は法律により禁止されています。

口座の売買・譲渡や口座が不正に利用されていることが判明した場合は、口座の利用を停止または解約させていただきます。また、今後の当組合とのお取引をお断りする場合がございますので、あらかじめ、ご了承くださいませようお願いいたします。

正当な理由なく下記の行為を行った場合は有償・無償を問わず、罪に問われる可能性があります。

1. 自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り渡す行為(譲り受ける行為)
2. インターネットバンキングのログインID・パスワードの情報を譲り渡す行為(譲り受ける行為)
3. 他人に売却・譲り渡す目的で口座を開設する行為
4. 他人・架空名義の口座を開設する行為
5. 他人名義の口座からATM等で現金を引き出す行為

また、インターネットなどに通帳・キャッシュカード等の売買の広告を載せることも禁止されています。

※近年、多様化している犯罪に巻き込まれないためにも、ご利用されない口座については、当組合窓口にてご解約していただくようお願い申し上げます。



京滋信用組合